

定額給付金の給付申請などに関するお知らせ

定額給付金は、受給者(世帯主など)が、給付対象者となる世帯全員分をまとめて申請し、給付金を受け取ります。



1 給付対象者と受給者

給付対象者	受給者
平成21年2月1日現在で、町の住民基本台帳に記録されている方	その世帯の世帯主
平成21年2月1日現在で、外国人登録原票に登録されている方のうち、特別永住者と在留資格を有して在留する方(ただし短期滞在者を除く)	給付対象者本人

2 給付金の額

19歳から64歳までの方..... **1人につき12,000円**

65歳以上の方¹、18歳以下の方²..... **1人につき20,000円**

1 65歳以上の方とは、昭和19年2月2日以前に出生した方

2 18歳以下の方とは、平成2年2月2日以降に出生した方

3 申請期間

申請については

平成21年4月1日(水)から平成21年10月1日(木)【消印有効】

◆申請は必ず期間中にしてください。

までの期間となります。

4 申請書の提出方法

◎次の書類を同封の返信用封筒(切手不要)に入れて返送してください。

定額給付金給付申請書(請求書) ...必要事項を記入の上、押印してください。

本人確認書類の写し...受給者ご本人を確認できる公的機関が発行したもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

預(貯)金通帳の写し...給付金を振り込む、普通預金または当座預金口座の通帳(通帳の写しとは金融機関名、本・支店名、口座種類、口座番号、口座名義人が分かる部分をいいます)

※1 貯蓄預金口座には振り込みができません。

◆振り込みを間違いなく行うため、上記②③の書類について、忘れずに提出をお願いします。

◇窓口での申請について

平泉町役場の申請受付窓口でも申請書の提出ができます。

受付時間は、平日の午前9:00~11:30、午後1:00~4:30です。

受付場所は、平泉町役場の定額給付金事務室になります。

4月1日(水)から4月16日(木)までの平日は、午後7:30まで受付時間の延長を行います。

4月の4日、5日、11日、12日の土曜日、日曜日に限って

午前9:00~11:30、午後1:00~4:30までの時間帯に申請受付を行います。

2 申請受付窓口で手続きをされる場合には、定額給付金給付申請書と「本人確認書類」の原本、「預(貯)金通帳」の原本、印鑑をお持ちください。(申請受付窓口で「本人確認書類」「預(貯)金通帳」の写しを取らせていただきます)

◇代理人による申請について

申請をする方が、身体が不自由である、意志表示ができないなどの理由により申請書の記入ができない場合には、代理人による申請をすることができます。

代理人として申請できるのは、以下の方になります。

申請者の世帯の世帯構成者(同一の場所で生活し、かつ、生計を一にしている日本国籍を有しない方を含む)

法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人)

町長が特に認める方(民生児童委員、区長、親類など)

上記②③の方が代理申請を行う場合には、代理人を確認できる書類の写しなどが必要になることから、事前に平泉町役場の定額給付金事務室へご相談ください。

5 給付金の交付方法(受け取り)

原則として、給付金は世帯主(申請・受給者)名義の預(貯)金口座(申請書に記入された口座)に、申請日からおおむね1カ月後に振り込みます。(後日、給付決定通知と合わせて振込日を郵便でお知らせします)

◇現金での受領

金融機関に口座を開設していない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいるなど特別な事情がある方に限ります。

現金を受領する日時、場所については後日、給付決定通知と合わせて郵便でお知らせします。

※1 窓口申請書を提出した当日に給付金は受け取れません。

※2 現金受領の場合、受給者本人(世帯主または代理人へ委任した場合はその代理人)が、指定された日時に本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)を持参の上、受け取りをお願いすることになります。

定額給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください!

▷町や公的機関がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。

▷町などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることはありません。

▷ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

※不審な電話がかかってきた場合は、平泉町役場 定額給付金事務室や警察署にご連絡ください。

問い合わせ先

平泉町役場 定額給付金事務室 ☎46-2111(代表) FAX 46-3080(代表)

※フリーダイヤル 0120-700-714 ※FAX 0191-46-5564(専用)

(ただしフリーダイヤルとファクスの開設期間は、4月1日から6月5日までです)